

改訂箇所新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="371 646 1086 695">土木設計業務等共通仕様書（案）</p> <p data-bbox="620 783 866 831">主な変更点</p> <p data-bbox="552 856 934 890">（一部改定 平成30年4月）</p>	<p data-bbox="1626 646 2341 695">土木設計業務等共通仕様書（案）</p> <p data-bbox="1875 783 2122 831">主な変更点</p> <p data-bbox="1807 856 2190 890">（一部改定 平成29年4月）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第1部 設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。</p> <p>I 樋門・樋管詳細設計</p> <p>II 排水機場詳細設計</p> <p>III 築堤護岸詳細設計</p> <p>IV 道路詳細設計（平面交差点を含む）</p> <p>V 橋梁詳細設計</p> <p>VI 山岳トンネル詳細設計</p> <p>VII 共同溝詳細設計</p> <p>VIII 仮設構造物詳細設計</p> <p>第1140条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	<p>第1部 設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された 1 ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <p>11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された 1 ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	

改 定			現 行			備 考
（参考）主要技術基準及び参考図書			（参考）主要技術基準及び参考図書			
No.	名 称	編集又は発行所名	No.	名 称	編集又は発行所名	
〔1〕共 通			〔1〕共 通			
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会/社会基盤情報標準化委員会	36	ボーリング柱状図作成要領(案) 解説書(改訂版)	日本建設情報総合センター	
93	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	93	追加		
94	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	94	追加		
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	10	追加		
104	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省		浸水想定区域図作成マニュアル(改訂版)	国土交通省	
106	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	106	洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)	国土交通省	
147	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課		追加		
153	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省		追加		
〔3〕道路関係			〔3〕道路関係			
36	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本 PC ボックスカルバート製品協会		追加		
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会		追加		
76	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会		追加		
139	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局		追加		
140	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会		追加		
141	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局		追加		

改 定	現 行	備 考
<p>第 2212 条 河道計画（大規模河川）</p> <p>2. 業務内容 (5) 河川特性の把握 7) 現況河道の課題の整理</p> <p>受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p> <p>第 2218 条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）</p> <p>2. 業務内容 (3) 資料収集・整理</p> <p>2) 資料収集・整理 受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、LP地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p> <p>(6) 氾濫水理解析 3) 氾濫水理モデルの検証 受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて実績の浸水範囲等より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。</p> <p>第 2310 条 樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (5) 構造設計</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。</p>	<p>第 2212 条 河道計画（大規模河川）</p> <p>2. 業務内容 (5) 河川特性の把握 7) 現況河道の課題の整理</p> <p>受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。</p> <p>第 2218 条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）</p> <p>2. 業務内容 (3) 資料収集・整理</p> <p>2) 資料収集・整理 受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。</p> <p>(6) 氾濫水理解析 3) 氾濫水理モデルの検証 受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。</p> <p>第 2310 条 樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (5) 構造設計</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第6編 道路編</p> <p>第6203 条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(3) 交通量調査</p> <p>受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下同様に改定</p> <p>第6209 条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（OD調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。</p> <p>第6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」（建設省土木研究所H2.2）（以下、渋滞調査マニュアル）に基づき、下記のとおりとする。</p> <p>第6408 条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13) 照査</p> <p>3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>第6編 道路編</p> <p>第6203 条 単路部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(3) 交通量調査</p> <p>受注者は、調査職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は調査職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6209 条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。</p> <p>第6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>交通渋滞調査の項目は、交通渋滞調査マニュアルに基づき、下記のとおりとする。</p> <p>第6408 条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13) 照査</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成11年3月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第8編 下水道 第1章 管路施設実施設計業務</p> <p>削除</p> <p>第8103条 地下埋設物調査 特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。 調査に掘削を伴わない場合は「地下埋設物確認書ほか」を、掘削する場合は「地下埋設物配置平面図ほか」を監督職員に提出するものとする。また、さらに確認が必要と判断される場合は、その旨を上記様式に明記すること。なお、様式はHPから入手するものとする。</p> <p>第8106条 既設管調査 既設内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの老化度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。 また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。</p> <p>第8107条 現場環境調査 道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。</p>	<p>第8編 下水道 第1章 下水道管渠の設計</p> <p>第1節 設計一般 第8101条 設計の資料 設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。</p> <p>第8102条 事業計画書の確認 受注者は、第2節調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。</p> <p>第8103条 参考資料の貸与 発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。</p> <p>第8104条 参考文献等の明記 業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。</p> <p>第8107条 地下埋設物調査 特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。 追加</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第2節 設計一般</p> <p>第8131条 設計の資料 設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。</p> <p>第8132条 事業計画書の確認 受注者は、第1節調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。</p> <p>第8133条 参考資料の貸与 発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。</p> <p>第8134条 参考文献等の明記 業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。</p> <p>第3節 設計細則（基本設計）</p> <p>第4節 設計細則（新設及び改築・詳細設計）</p> <p>第8171条 照査の体制 受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。</p> <p>第6節 成果物</p> <p>第8180条 成果物の提出 成果物は、第1116条に基づき提出するものとする。 また、成果物の作成にあたっては、委託業務電子成果品作成要領を参考とし、その他編集方法等についてあらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>第7節 参考図書</p> <p>第8190条 参考図書 業務は、第1201条に定める適用基準等及び設計図書等の他に下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。 中略 (11) 管きよ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案) (12) 下水道マンホール安全対策の手引き</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3節 基本設計 第4節 詳細設計</p> <p>(新設)</p> <p>第6節 成果物 第8119条 成果物の提出 提出すべき成果物とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて陽画焼とする。製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。 なお、成果物の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ監督職員と協議するものとし、次項に示す成果物を、提出しなければならない。</p> <p>第7節 参考図書 第8122条 参考図書 業務は、第1201条に定める適用基準等及び設計図書等の他に下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。</p> <p>(新設) (11) 下水道マンホール安全対策の手引き</p>	<p>節名変更</p>

改 定	現 行	備 考
<p>第 2 章 ポンプ場・終末処理場実施設計の業務</p> <p>第 8204 条 現地調査 受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。埋設物がある場合は第 8103 条に準じ必要書類を提出しなければならない。</p> <p>第 5 節 改築実施設計（基本設計・詳細設計）</p> <p>第 8231 条 改築実施設計（基本設計）図書等の作成に関する作業 改築実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認ならびに基本設計図書の作成を行い、改築実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。</p> <p>1. 改築実施設計（基本設計）を実施する上で、検討又は確認する事項 改築実施設計（基本設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 課題の確認</p> <p>① 法令等の確認 下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法</p> <p>② 上位計画等の確認 流域別下水道整備総合計画、特定水域高度処理基本計画、都道府県構想、再生水利用基本計画、下水汚濁処理総合計画、長寿命化計画、耐震化計画等</p> <p>③ 既存施設の課題の確認、整理 計画諸元等の変更への対応、法令・基準等の改定への対応、社会的ニーズ・水準への対応、運転実績による施設の改善要求への対応等。</p> <p>④ 事業計画等の内容確認</p> <p>(2) 仕様及び施工方法の検討</p> <p>① 資料収集及び現地調査 設計図書、完成図書、改築等の調査・診断報告書、維持管理記録、現地調査（既設構造物、既存機械・電気設備）等</p> <p>② 施設仕様の検討 法律に基づく規制への対応の検討（労働安全基準、消防法、建築基準法、公害防止条例等）、施設の容量計算、水理計算、負荷計算、既設設備の改善策の検討（浸水対策、腐食対策等）、省エネルギー、省資源、省力化に対応した機種検討、器機配置、配管・配線ルート等の配置計画の検討、搬出入計画の検討、耐荷重能力、耐震性等の構造計画の検討等、その他の改築実施計画（基本計画）図書作成に必要な作業</p> <p>③ 施工方法の検討 制約条件の整理、仮設計画の検討、代替施設計画の検討、段階的施工計画の検討等</p>	<p>第 8204 条 現地調査 受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>章名の追加</p>

改 定	現 行	備 考
<p>(3) 改築事業量の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工種別（土木、建築、機械、電気） ② 財源別（補助対象事業費、単独事業費） ③ 年度別事業計画 <p>2. 改築実施計画（基本計画）図書の作成に関する作業</p> <p>改築事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする改築実施設計（基本設計）図書を作成すること。改築実施設計（基本設計）図書は次に示す内容とし、縮尺 1/100～1/200 を標準とする。</p> <p>ただし、一般平面図、その他これによっては不都合な場合は、監督職員との協議による。</p> <p>(1) 事業計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ポンプ場、処理場の概算事業費の算出 ② ポンプ場、処理場の建設事業計画の検討 <p>(2) 改築実施設計図</p> <p>ポンプ場ならびに終末処理場実施計画の基本計画図に準じる。</p> <p>3. 改築実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書及び図面等）の作成に関する作業</p> <p>改築実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書及び図面等）は、「1. 改築実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「2. 改築実施計画（基本計画）図書の作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成、まとめるものとする。</p> <p>(1) 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本条件、制約事項等の確認書 ② 施設仕様の検討書 ③ 施工方法の検討書（仮設計画・代替施設計画検討、旧施設との切替方式検討書等） ④ 概算工事費算定書 ⑤ 年度別事業実施計画書（段階的施工計画の検討） ⑥ その他の必要な検討書 <p>(2) 土木関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設配置計画、水位関係の検討、容量計算書、水理計算書 ② 基礎支持形式の比較検討書 ③ 仮設計画検討書 <p>(3) 建築関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 改築実施計画検討書 ② 特殊構造の検討書 ③ 基礎支持形式の比較検討書 ④ 仮設計画検討書 ⑤ 建築設備計画検討書 		

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 機械関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 主要機器構成計画（基本フローを含む。） ② 設備容量計画 ③ 水利用計画 ④ 油類利用計画検討書 ⑤ 主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。） ⑥ 主要機器重量表 <p>(5) 電気関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用電力需要計画 ② 受変電及び負荷設備計画 ③ 自家発電設備計画 ④ 制御電源設備計画 ⑤ 監視制御設備計画 ⑥ 計装設備計画 ⑦ 主要機器構成計画 ⑧ 主要機器重量表 <p>第 8232 条 改築実施設計（詳細設計）図書等の作成に関する作業</p> <p>改築実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認ならびに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書として、まとめなければならない。</p> <p>1. 改築実施設計（詳細設計）で確認する事項</p> <p>改築実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、改築実施設計（詳細設計）業務を進めるにあたり、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。</p> <p>(2) 土木建築構造物の計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を行わなければならない。</p> <p>(3) 工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の縮切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等（以下、仮設構築物等という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。</p> <p>2. 改築実施計画（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業</p> <p>受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施計画（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。</p>	(新設)	

改 定	現 行	備 考
<p>(1) 土木関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構造計算書 ② 基礎計算書 ③ 仮設計算書 ④ 水理計算書 ⑤ 容量計算書 ⑥ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む） <p>(2) 建築関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構造計算書 ② 基礎計算書 ③ 設備設計計算書 ④ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む） <p>(3) 機械関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設備容量計算書 能力、台数、出力等 ② 機器リスト表 ③ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書 ④ 主要機器重量表及び建築荷重設定表 ⑤ 機器搬出入計画書 ⑥ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む） <p>(4) 電気関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設備容量計算書 能力、台数、出力等 ② 運転操作概要書 ③ 主要機器重量表及び建築荷重設定表 ④ 機器搬出入計画書 ⑤ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む） 		

改 定	現 行	備 考
<p>3. 詳細設計図の作成に関する作業</p> <p>受注者は、改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。</p> <p>(1) 土木関係</p> <p>① 一般平面図</p> <p>② 水位関係図</p> <p>③ 構造図 平面図・住横断面図・杭配置図</p> <p>④ 詳細図 設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図</p> <p>⑤ 配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）</p> <p>⑥ 既設撤去図</p> <p>⑦ 工事特記仕様書</p> <p>(2) 建築関係</p> <p>① 建築意匠図 案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図 展開図、天井伏図、建具表、工事特記仕様書、箱抜き図</p> <p>② 建築構造図 伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図</p> <p>③ 建築機械設備図 系統図、平面図、断面及び必要部分の詳細図</p> <p>④ 建築電気設備図 電灯、非常用証明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ 共聴等</p> <p>1) 系統図</p> <p>2) 各階配線平面図</p> <p>⑤ 既設撤去図</p> <p>(3) 機械関係</p> <p>① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）</p> <p>② 全体配置平面図</p> <p>③ 配置平面図（施設ごと）</p> <p>④ 配置断面図（施設ごと）</p> <p>⑤ 配管全体図</p> <p>⑥ 水位関係図、箱抜き参考図等（土木に準ずる）</p> <p>⑦ 既設撤去図</p> <p>⑧ 工事特記仕様書</p>		

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 電気関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構内一般平面図 ② 単線結線図 ③ 主要機器外形（参考寸法）図 ④ 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図） ⑤ 主要配線、配管系統図 ⑥ 配線、配管敷設図（ラック、ダクト、ピット） ⑦ 接地系統図 ⑧ 機器配置図（⑥との共有含む） ⑨ 既設撤去図 ⑩ 工事特記仕様書 <p>4. 工事設計書の作成に関する作業</p> <p>受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 数量計算書（材料） (2) 工期算定計算書 (3) 見積依頼書 (4) 工事設計書（金抜設計書） <p>第 8242 条 照査の体制</p> <p>受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。</p> <p>第 7 節 成果物</p> <p>第 8251 条 成果物の提出</p> <p>成果物は、第 1116 条に基づき提出するものとする。</p> <p>また、成果物の作成にあたっては、委託業務電子成果品作成要領を参考とし、その他編集方法等についてあらかじめ監督職員と協議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第 8212 条 成果物の提出</p> <p>提出すべき成果物とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて陽画焼とする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果物の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ監督職員と協議すること。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 8 節 参考図書 第 8290 条 参考図書 業務は、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等のほかに下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(27) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（公共建築協会） (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（公共建築協会） (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（公共建築協会） (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（公共建築協会）</p>	<p>第 7 節 参考図書 第 8215 条 参考図書 業務は、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等の他に下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">追加</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第2部 測量業務共通仕様書 第1編 総則</p> <p>第11039条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 3 4 5 号、国官技第 3 2 0 号、国営施第 1 7 号、国総施第 1 4 1 号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>第 13002 条 測量準備 受注者は、測量を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。</p> <p>第 14002 条 測量準備 受注者は、測量を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。</p>	<p>第2部 測量業務共通仕様書 第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">新規</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第3部 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1編 総則</p> <p>第30108条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p> <p>第30109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>第30139条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>第30149条 支障物件（地下埋設物等）調査</p> <p>内容省略</p>	<p>第3部 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1編 総則</p> <p>第30108条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p> <p>第30109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>新規</p> <p>第30139条 支障物件（地下埋設物等）調査</p> <p>内容省略</p>	